

◎国交省(中部地整), 及び愛知県・三重県・岐阜県・静岡県と名古屋市の地質調査共通(標準)仕様書における配置技術者と資格要件の比較

発注者等	立場	役割	資格要件	備考																																																															
国土交通省 中部地方整備局 地質・土質調査業務 共通仕様書 平成29年3月28日	主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う。 ●契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行う。 ●監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 ●業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 	<p>公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿。地質調査技士は業務横断的な資格として設定されている。ほかの民間資格は対象物とやること(調査、点検、診断など)を限定して設定されている。中部地整のガイドラインのうち、一般競争参加資格要件部分には、現場作業のある地質調査業務においては管理技術者の資格要件候補として挙げられている。</p> <p style="text-align: center;">国土交通省登録技術者資格</p> <p>(「平成26年国土交通省告示第1107号」に基づく、技術者資格登録簿に登録された資格一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録年月日</th> <th rowspan="2">登録番号 (品確技資第〇号)</th> <th rowspan="2">資格の名称</th> <th colspan="3">資格が対象とする区分</th> </tr> <tr> <th>施設分野</th> <th>業務</th> <th>知識・技術を求める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第100号</td> <td>地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第101号</td> <td>地質調査技士資格 (現場調査部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第102号</td> <td>地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第103号</td> <td>応用地形判読士資格 (応用地形判読士)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第104号</td> <td>応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第105号</td> <td>RCCM(地質)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第106号</td> <td>RCCM(土質及び基礎)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第107号</td> <td>港湾海洋調査士(土質・地質調査)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第108号</td> <td>地すべり防止工事士</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> </tbody> </table>	登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			施設分野	業務	知識・技術を求める者	平成28年2月24日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第102号	地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第105号	RCCM(地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第106号	RCCM(土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第107号	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者
	登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称					資格が対象とする区分																																																											
					施設分野	業務	知識・技術を求める者																																																												
平成28年2月24日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第102号	地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第105号	RCCM(地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第106号	RCCM(土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第107号	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
担当技術者	●主任技術者のもとで業務を担当する。	●資格要件なし(複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする)。																																																																	
照査技術者 (定めがある場合に配置)	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)、建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 																																																																	
愛知県 建設部 地質・土質調査業務 共通仕様書 平成29年10月1日	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の履行。 ●監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 ●使用人等(協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む(以下「使用人等」という。))の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。 ●屋外における地質・土質調査作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに地質・土質調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし。 ●現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。 																																																																
	主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ●現場における施行の技術上の管理をつかさどる。 ●地質・土質調査業務に関する技術上の管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ●業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。(※断面図の作成まで) 																																																																
	担当技術者	●主任技術者のもとで業務を担当する。	●資格要件なし(複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。)																																																																
照査技術者 (定めがある場合に配置)	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)、建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 																																																																	
三重県 地質・土質調査業務 共通仕様書 平成29年11月1日	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の履行。 ●使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。 ●屋外における地質・土質調査業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに地質・土質調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし。 ●現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。 ●契約書第10条に定める管理技術者は、現場代理人等として読み替えるものとする。なお、契約書第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。 																																																																
	主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ●現場における施行の技術上の管理をつかさどる。 ●地質・土質調査業務に関する技術上の管理を行う。 	<p>「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、業務の履行に必要な知識と経験を有する技術者とする。</p> <p style="text-align: center;">表 三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務種別</th> <th rowspan="2">作業種別</th> <th colspan="3">作業における対象者</th> <th rowspan="2">資格者認定基準</th> </tr> <tr> <th>契約条項(届出者)</th> <th>共通仕様書(資格者)</th> <th>検査要領(立合者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地質調査業者</td> <td>[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析</td> <td>管理技術者 (主任技術者)</td> <td>主任技術者</td> <td>主任技術者</td> <td rowspan="2">① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門(選択科目)で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)</td> </tr> <tr> <td>[現場における調査業務] 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)</td> <td>管理技術者 (主任技術者)</td> <td>主任技術者</td> <td>主任技術者</td> </tr> </tbody> </table>	業務種別	作業種別	作業における対象者			資格者認定基準	契約条項(届出者)	共通仕様書(資格者)	検査要領(立合者)	地質調査業者	[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門(選択科目)で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)	[現場における調査業務] 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者																																													
	業務種別	作業種別	作業における対象者			資格者認定基準																																																													
契約条項(届出者)			共通仕様書(資格者)	検査要領(立合者)																																																															
地質調査業者	[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門(選択科目)で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)																																																														
	[現場における調査業務] 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者																																																															
担当技術者	●主任技術者のもとで業務を担当する。	●資格要件なし(複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする)。																																																																	

◎国交省(中部地整)、及び愛知県・三重県・岐阜県・静岡県と名古屋市の地質調査共通(標準)仕様書における配置技術者と資格要件の比較

<p>三重県 地質・土質調査業務 共通仕様書 平成29年11月1日</p>	<p>照査技術者 (定めがある場合に配置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する 部門)又は業務の履行に必要な知識(同等の能力)と経験を有する技術者(技術管理者)あるいはRCCMの資格保有者。 	<p>公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿。地質調査技士は業務横断的な資格として設定されている。ほかの民間資格は対象物とやること(調査、点検、診断など)を限定して設定されている。中部地整のガイドラインのうち、一般競争参加資格要件部分には、現場作業のある地質調査業務においては管理技術者の資格要件候補として挙げられている。</p>																																																															
<p>岐阜県 地質・土質調査業務 共通仕様書 平成29年7月1日</p>	<p>管理技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う。 ●地質・土質調査業務に関する管理を行う。 ●監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者。 ●業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。(* 断面図の作成まで) 	<p align="center">国土交通省登録技術者資格</p> <p>(「平成26年国土交通省告示第1107号」に基づく、技術者資格登録簿に登録された資格一覧)</p>																																																															
	<p>担当技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●管理技術者のもとで業務を担当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし(複数にわたる場合は3名までとする。) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録年月日</th> <th rowspan="2">登録番号 (品確技資第〇号)</th> <th rowspan="2">資格の名称</th> <th colspan="3">資格が対象とする区分</th> </tr> <tr> <th>施設分野</th> <th>業 務</th> <th>知識・技術を求める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第100号</td> <td>地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第101号</td> <td>地質調査技士資格 (現場調査部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第102号</td> <td>地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第103号</td> <td>応用地形判読士資格 (応用地形判読士)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第104号</td> <td>応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第105号</td> <td>RCCM(地質)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第106号</td> <td>RCCM(土質及び基礎)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第107号</td> <td>港湾海洋調査士(土質・地質調査)</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月24日</td> <td>第108号</td> <td>地すべり防止工事士</td> <td>地質・土質</td> <td>調査</td> <td>管理技術者又は主任技術者</td> </tr> </tbody> </table>	登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			施設分野	業 務	知識・技術を求める者	平成28年2月24日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第102号	地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第105号	RCCM(地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第106号	RCCM(土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第107号	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	平成28年2月24日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者
登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分																																																																
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者																																																														
平成28年2月24日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第102号	地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第105号	RCCM(地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第106号	RCCM(土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第107号	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
平成28年2月24日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者																																																														
	<p>現場作業責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地質・土質調査に関する技術上の一切の事項を処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現場作業責任者は業務の履行に必要な知識と経験を有する。 ●管理技術者と現場作業責任者とは、これを兼ねることができる。 																																																																
	<p>照査技術者 (定めがある場合に配置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)、建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 																																																																
<p>静岡県 交通基盤部 業務委託共通仕様書 平成29年版(H30.1)</p>	<p>業務代理人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 ●使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。 ●屋外における地質・土質調査業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし。 ●履行に必要な知識と経験を有する。 																																																																
	<p>主任技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する技術上の一切の事項を処理する。 ●契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する技術上の管理を行う。 ●監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。 ●業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。 																																																																
	<p>照査技術者 (定めがある場合に配置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有する。 																																																																
<p>名古屋市 緑政土木局 地質・土質調査業務 標準仕様書 平成30年4月</p>	<p>業務代理人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の履行。 ●業務の運営及び取締を行うほか、この業務の施行に関し、必要な事項を処理する。 ●監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務の受託人と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施する。 ●使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保する。 ●屋外における地質・土質調査に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託人が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし。 ●現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。 																																																																
	<p>主任技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現場における施行の技術上の管理をつかさどる。 ●契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、または応用理学-地質)または建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門または土質及び基礎部門)の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有する。 ●業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、または内業を含み、かつその範囲が、6-1-2 業務内容第2項から第4項までの場合、地質調査技士またはこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。 																																																																
	<p>担当技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主任技術者のもとで業務を担当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件なし(複数にわたる場合は、適切な人数とし8名までとする)。 																																																																
	<p>照査技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●照査計画を作成し、業務計画書に記載し照査に関する事項を定めなければならない。 ●設計図書に定めるまたは調査員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託人の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ●特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、または応用理学-地質)、建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、RCCM(地質部門または土質及び基礎部門)の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有する。 																																																																